

発議第 1 5 号

千葉県成年後見制度の利用を促進するための条例の制定について

千葉県成年後見制度の利用を促進するための条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

提出者	千葉県議会議員	福永	洋
〃	〃	安喰	初美
〃	〃	桃澤	洋平
〃	〃	盛田	眞弓
〃	〃	中村	公江
〃	〃	野本	信正

千葉県条例第 号

千葉県成年後見制度の利用を促進するための条例

(目的)

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、千葉県における成年後見制度利用促進に係る計画を策定すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見等実施機関を支援し、その活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を策定し、及び実施すると共に住民への周知を行う責務を有する。

(関係者の努力)

第5条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、

市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第6条 市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

（計画の策定）

第7条 市は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。

（地域連携ネットワークの構築等）

第8条 市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を置くものとする。

（成年後見等実施機関の設立に係る支援等）

第9条 市は、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（審議会の設置）

第10条 法第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議するため、千葉市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員11人以内で組織する。

4 委員は、成年後見制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事

項は別に定める。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

成年後見制度の利用の促進を図るため、条例を制定しようとするものであります。